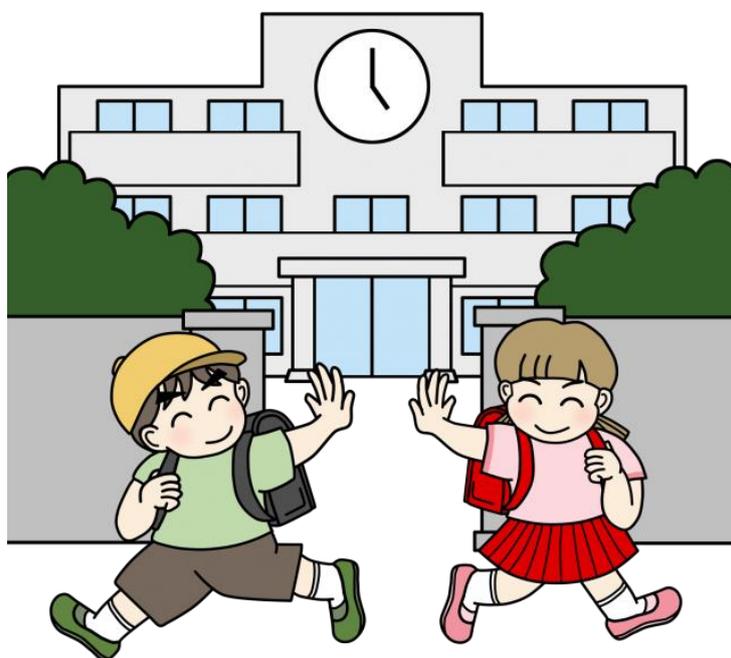


# P T A 規 約



久御山町立東角小学校 P T A

# 東角小学校PTA規約

## 第1条 名称

本会は、東角小学校PTAといい、事務局を東角小学校内に置く。

## 第2条 目的

本会は、学校と家庭の連携を密にし、児童の幸福と健全な成長をはかることを目的とする。

## 第3条 方針と活動

本会は、前条の目的を達成するために、すべての会員が協力して次の事業について会員相互の研修、その他必要な活動を行う。

- 1 学校及び家庭における教育の理解とその振興を図る。
- 2 児童の校外における生活指導を行う。
- 3 地域における教育環境の改善と充実を推進する。
- 4 会員相互の親睦と研修及び教養の向上を図る。
- 5 その他必要な事項を行う。

## 第4条 会員の資格

本会の会員は、東角小学校に在籍する児童の保護者及び東角小学校に勤務する教職員とする。

## 第5条 総会

- 1 本会は、毎年、年度当初と年度末に定期総会を開催する。
- 2 会長が必要と認めた時、または、会員の1/5以上の要望があったときには臨時総会を開催することができる。

## 第6条 総会の決議

総会は、本会の最高決議機関であって、次の事項を審議決定する。

- 1 事業計画を審議し、決定する。
- 2 経費の収支予算を審議し、決定する。
- 3 事業報告書、収支決算書及び財産目録の承認を行う。
- 4 役員及び会計監査の承認を行う。
- 5 その他重要な事項を審議し、決定するものとする。

## 第7条 総会の成立

- 1 総会は、会員の1/4以上（委任状を含む）の出席で成立し、議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決することとする。
- 2 議長は、総会で選任する。

## 第8条 役員及び会計監査

- 1 この会の役員は、次の通りとする。
  - 会長を1名置く。
  - 副会長を2名置く。
  - 会計を1名置く。
  - 庶務を1名置く。
  - 家庭教育委員を2名置く。
- 2 本会に、会計監査を2名置く。

## 第9条 役員の職務

役員の職務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、総会・役員会・運営委員会を招集するとともに、総会の決議事項を執行する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。また、学級委員会・地域委員会を統括する。
- 3 他の本部役員は委員会及び専門部の補佐を職務とする。
- 4 会計は会費を収受し、収支の記録及び財産の管理にあたる。
- 5 庶務は各種会議の議事及び事業の経過を記録管理し、広報する。
- 6 家庭教育委員は、外部PTA連絡協議会及び各種PTA家庭教育委員会と連絡協議し、内部PTAにおいては委員会と連絡し活動を進める。

## 第10条 役員の選出

- 1 役員の選出については別に定める。
- 2 役員の任期は原則として1年とする。

## 第11条 役員会・運営委員会

- 1 役員会は前条の役員・学校長（または教頭）で構成し、事業計画および予算案その他重要事項を立案する。
- 2 運営委員会は、役員・学校長（または教頭）各委員会の委員長で構成し、役員会の議決事項を具体的に執行する。

- 3 役員会並びに運営委員会は、必要に応じて会長が招集し開催する。

## 第12条 委員

本会に次の委員を置く。

- 1 学級委員を置き、各学級より若干名を選出する。
- 2 地域委員を置き、各地域より若干名を選出する。
- 3 広報委員を置き、各学年より若干名を選出する。
- 4 ベルマーク委員を置き、各学年より若干名を選出する。
- 5 文化健康委員を置き、各学年より若干名を選出する。

## 第13条 委員の職務

各委員の職務は、次のとおりとする。

- 1 学級委員は、学級内会員と連絡協議し、本会の目的達成に努める。このために学級委員会及び懇談会を開催し、その他学級についての活動を行う。
- 2 地域委員は、地域内会員と連絡協議し、児童の校外生活指導や地域の環境保全を図り、本会の目的達成に努める。
- 3 広報委員は、P T A機関紙『こだま』を発行するとともに、この会の目的達成に向けての啓発・宣伝活動に努める。
- 4 ベルマーク委員は、ベルマーク運動を推進発展させ、P T A備品および学校施設の充実を図る。
- 5 文化健康委員は、会員の文化教養や保健体育の行事や研修の運営、学芸的・体育的学校行事や学校給食への協力、その他必要な事項を行う。

## 第14条 委員の選出

- 1 委員の選出については別に定める。
- 2 委員の任期は原則として1年とする。

## 第15条 委員会

本会に次の委員会を設ける。

- 1 学級委員会を置き、学級委員で構成する。
- 2 地域委員会を置き、地域委員で構成する。
- 3 広報委員会を置き、広報委員で構成する。
- 4 ベルマーク委員会を置き、ベルマーク委員で構成する。
- 5 文化健康委員会を置き、文化健康委員で構成する。
- 6 特別委員会を置き、会長が認めたとき委員を委嘱する。

## 第16条 委員会の活動

各委員会は、本会の事業推進に協力すると共に、次の活動を行うものとする。

- 1 学級委員会は、学級懇談会等、学級行事の円滑な運営にあたる。
- 2 地域委員会は、地域懇談会等、地域行事の円滑な運営にあたる。
- 3 広報委員会は、機関紙『こだま』の発行とPTA活動の啓発宣伝活動にあたる。
- 4 ベルマーク委員会は、ベルマーク運動を推進発展させ施設の充実にあたる。
- 5 文化健康委員会は、本会の学芸的・体育的行事の運営や研修と学芸的・体育的行事への協力にあたる。
- 6 特別委員会は、重要事項について調査検討し、運営にあたる。

## 第17条 削除

## 第18条 削除

## 第19条 正副委員長と専門部長の選出

各委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長2名を選出する。

## 第20条 委員長

各委員長は、会長に連絡してそれぞれの委員会を招集し、事業の計画推進にあたる。

## 第21条 会計

本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってこれにあたる。

## 第22条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第23条 会費

- 1 本会の会員は、原則として指定の銀行口座より自動振替の方法で会費を納入するものとする。
- 2 会費は毎年総会で決議する活動方針に基づき定めた額とする。
- 3 年度途中の転出の場合は会費の返金はしないものとする。

第 24 条 会計監査

会計監査は、会計状況を監査し総会に報告する。

第 25 条 規約の改正

規約の改正は、総会において会員の 2/3 以上（委任状含む）の同意を必要とする。

第 26 条 規定の制定及び改正

規定は、運営委員会にて制定及び改正することができる。また、規定の制定及び改正をした時は、定期総会又は文書で会員に報告する。

付則 この規約は、昭和 50 年 4 月 10 日より実施する。

昭和 53 年 3 月 14 日 一部改正

昭和 54 年 3 月 17 日 一部改正

昭和 56 年 3 月 18 日 一部改正

昭和 57 年 11 月 12 日 一部改正

平成元年 1 月 20 日 一部改正

平成 3 年 1 月 13 日 改正

平成 5 年 12 月 14 日 一部改正

平成 11 年 2 月 19 日 一部改正

平成 30 年 5 月 9 日 一部改正

平成 31 年 2 月 13 日 一部改正

令和 2 年 12 月 18 日 一部改正

## 東角小学校PTA選挙規定

### 第1条（目的）

この規定は、保護者からの本部役員・委員及び会計監査の選出について定めるものとする。

### 第2条（有権者）

選挙権及び被選挙権は、本校に在籍する児童の保護者にある。

### 第3条（選挙事務）

選挙に関する事務は、選挙管理委員会の責任において行う。

### 第4条（選挙管理委員会）以下選管と略記

- 1 選管は、会長を除く本部役員が兼任する。
- 2 選管の委員は、互選により委員長1名を選出し、委員長は選挙管理委員会を統括する。
- 3 選管の任期は、原則として1年（5月～4月）とする。
- 4 選管任務は、次の事項を管理する。
  - (1) 選挙の公示（本部役員・学級委員・地域委員・広報委員・ベルマーク委員・文化健康委員）
    - ア 立候補者（本部役員）の受付と、その期間及び投票期間を明示する。
    - イ 立候補者（本部役員）のない地域の選出期限を明示する。
    - ウ 立候補者（本部役員・学級委員選出）名簿、投票用紙の配布及び回収をする。
    - エ 開票と記録（本部役員・学級委員選出）をし、学級委員の場合補欠者を明記する。
  - (2) 学校推進委員会を招集し、選挙事項を決める。
    - ア データアンケートの作成
    - イ その他の必要事項を決める。
  - (3) 1年生の学級委員の選出は、次の通り行う。
    - ア 入学式で説明する。
    - イ アンケート付き立候補用紙を作成・配布・回収する。
    - ウ 選挙を行う。
  - (4) 当選者への通知・確認（本部役員・学級委員・広報委員・ベルマーク委員・文化健康委員）をする。
  - (5) 全会員への報告（本部役員・学級委員・地域委員・広報委員・ベルマーク委員・文化健康委員）をする。
- 5 開票は3名以上の立会いのもと行う。

## 第5条 削除

### 第6条（本部役員及び委員の補充）

本部役員及び委員に欠員が生じた場合、補欠者を順次繰り上げるものとする。但し、残任期間が少なく、かつ運営に著しい支障が生じないと認められる場合は補充しないことができる。

## 本部役員を選出

### 第7条（本部役員）

#### 1 削除

#### 2 本部役員の内候補者は次の2種とする。

- (1) 会員自ら立候補したもの
- (2) 立候補者の届出の無い場合は、最高学年の中で選出条件を満たすもの  
ただし、人数が満たない場合は学年を繰り下げて選出する。

#### 3 選出の方法

- (1) 立候補者は、所定の用紙に必要事項を明記し、選管の指定する日までに提出する。
- (2) 各選挙地域で推薦を受けた者は、地域委員が所定の用紙に必要事項を明記し、選管の指定する日までに提出する。但し、地域推薦者については、あらかじめ本人の同意を得ておくものとする。
- (3) 被推薦者は次の場合、辞退することができる。
  - ア 本校PTA本部経験者、妊婦、乳幼児（新年度4月1日現在満3歳未満）を抱える保護者、新年度他校での本部役員決定者とする。
  - イ 妊婦については母子手帳を提出する。
  - ウ 他校本部役員決定者は本人の氏名が記載された資料を提出する。
  - エ 本校PTA本部経験者は何年度にどの役職についていたか確認できる資料を提出する。もしくは本部資料により確認する。
- (4) 本部役員選出に伴い、同数の補欠者を選出する。
- (5) 本部役員補欠者は、学級委員・広報委員・ベルマーク委員・文化健康委員の選出対象者になる。本部役員補欠者が他の学級委員・広報委員・ベルマーク委員・文化健康委員に選出された後、本部役員に欠員が生じた場合は、各地域の互選により補充を行う。

#### 4 削除

## 委員の選出

### 第8条（地域委員・学級委員・広報委員・ベルマーク委員・文化健康委員）

〔地域委員〕 地域委員の定数は別表の通り定める。

1 地域委員は、各選挙地域毎の互選により、2月末までに選出する。但し増減は、地域委員長の申し出により、本部役員会の承認を得て変更することができる。

2 教職員は担当する各地域に所属する。

3 地域委員は本部役員選出後に決定する。

4 被推薦者は次の場合、辞退することができる。

(1) 前年度本部役員及び各専門部委員長を務めた会員は、辞退することができる。

(2) 妊婦は、辞退することができる。（本部役員の選出に準ずる）

(3) 他校の本部役員が決定した会員は、辞退することができる。（本部役員の選出に準ずる）

※ なお、委員長の選出においては、本校本部役員及び委員長経験者は対象外とする。

5 地域委員は、他の委員、専門部との兼任は不可とする。

6 地域委員補欠者は、他の委員・専門部の選出対象者になる。

〔学級委員及び広報委員・ベルマーク委員・文化健康委員〕

1 委員の選出にあたり、学校推薦委員会を発足させる。

2 学校推薦委員会の委員は新年度本部役員及び本部役員（会長・副会長・庶務・家庭教育委員）と選管の正副委員長で構成する。

3 学校推薦委員会は学年推薦委員会を招集する。

※ 学年推薦委員は当年度の1年生から5年生の学級委員があたる。

4 学年推薦委員会は推薦者（立候補も含む）を学校推薦委員会に答申する。

5 学校推薦委員会は審議により推薦者を選管に答申する。

6 被推薦者は、次の場合、辞退することができる。

(1) 下記のいずれかの事項に該当する場合、辞退することができる。

ア 1児童につき学級委員及び広報委員・ベルマーク委員・文化健康委員をつとめたことがある会員

イ 前年度の本部役員・委員会の長・専門部の長をつとめた会員は、辞退することができる。

ウ 妊婦は、辞退することができる。（本部役員の選出に準ずる）

エ 他校本部役員は、辞退することができる。（本部役員の選出に準ずる）

※ なお、委員長の選出においては、本校本部役員及び委員長経験者は対象外とする。

(2) 学校推薦委員会が認める理由がある場合は、辞退できる。

ただし、(1) (2) により辞退できない場合もある。

7 被推薦者が、学級委員・広報委員・ベルマーク委員・文化健康委員の必要数に満たない場合は、第8条6(1)アの該当者も選出の対象となる。その場合は、本校本部役員及び委員長経験者は辞退することができる。

#### 第9条(会計監査)

会計監査は、会長が選挙管理委員会に計って推薦する。

#### 第10条(規定の改定)

この規定の改定については、PTA規約第26条によるものとする。

付則 この規定は、昭和63年1月8日より実施する。

平成 元年	1月21日	一部改正
平成 2年	3月10日	一部改正
平成 5年	12月17日	一部改正
平成 8年	12月11日	一部改正
平成 9年	12月 5日	一部改正
平成11年	2月19日	一部改正
平成11年	10月21日	一部改正
平成13年	10月12日	一部改正
平成15年	9月 5日	一部改正
平成17年	10月13日	一部改正
平成18年	10月11日	一部改正
平成19年	10月 1日	一部改正
平成26年	12月17日	一部改正
平成30年	5月 9日	一部改正
平成31年	2月13日	一部改正
令和 3年	10月12日	一部改正
令和 4年	10月20日	一部改正
令和 4年	11月 4日	一部改正

〔役員・地域委員・学年委員定数〕

	地域名	本部役員 選挙管理委員	地域委員
1	公 団	7	6
	双 栗		
2	東佐山		2
3	栄1・2		2
	清 水		2
	ハイツ		2
4	栄3・4		2
5	東 林		2
	西 林		2
	靱 池	1	
計		7	19

<p><b>【学年委員】</b> 各学年より、数名を選出する。</p>
<p><b>【学級委員】</b> 各学年とも、学年委員のうち、各学級2名は学級委員を担当する。   <b>【広報委員、ベルマーク委員、文化健康委員】</b> 各学年とも、学級委員を除いた学年委員のうち、1名は広報委員を、1名はベルマーク委員を、1名は文化健康委員を分担任して担当する。</p>

- ※ 各地域（1～5のブロック）での役員の選出は、各ブロック地域内の小地域ごとの持ち回りは避けること。
- ※ 各地域（1～5のブロック）にあたっては、一度役員を経験した者は辞退することができる。

## 東角小学校PTA慶弔規程

### 第1条

この規程は、東角小学校PTA規約の趣旨に則り、会員相互の親睦をはかり、本会の目的を達成するために、会員の慶弔などについての取扱いを定める。

### 第2条

慶弔範囲は慶弔のほか、見舞い及び餞別とする。

### 第3条

会員が次の各号の一つについて該当することがあった時は、前条の規程によるものとする。

#### 1 会員又は児童の被害

火災・風水害・交通等の災害のときは、その程度を役員会において協議により、見舞金を定めるものとする。

#### 2 会員又は児童の慶弔

- (1) 本校児童及び会員死亡の場合は、弔慰金及び供花一対とする。
- (2) 会員親族死亡の場合は役員会の協議によるものとする。
- (3) 削除

### 第4条

この規程によりがたい事情が生じた時は、役員会の協議によるものとする。

### 第5条

この規程の改正については、本会規約第26条によるものとする。

### 付 則

この規程は、昭和58年1月22日より実施する。

平成 元年1月20日 改定  
平成31年2月13日 一部改定

# 東 角 小 学 校 P T A 組 織 図

